

学校法人（私立学校）への寄附を考えているみなさまへ

～学校法人（私立学校）への寄附に関する新制度が創設されました～

個人が特定公益増進法人である学校法人（私立学校）に寄附した場合、これまで所得控除という制度がありましたが、平成23年度の税制改正により、税額控除という新しい制度が導入され、確定申告の際、寄附者自身がどちらかを選択できるようになりました。

税額控除って何だろう？

税額控除とは、特定公益増進法人であり、かつ寄附実績等について一定の要件を満たす学校法人（私立学校）に対して個人が寄附した場合、寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除することができる制度です。

寄附金額を基礎に算出した控除額を所得税額から直接控除するため、寄附者にとっては所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が非常に大きい点が特徴です。

（寄附を受ける学校法人（私立学校）にとっても、より幅広い関係者から、小口の寄附金を受けやすくなることが期待できます。）

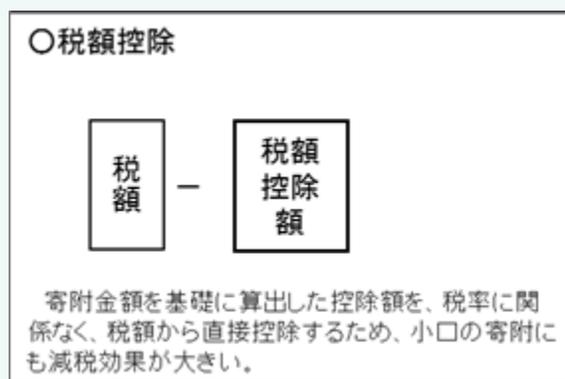
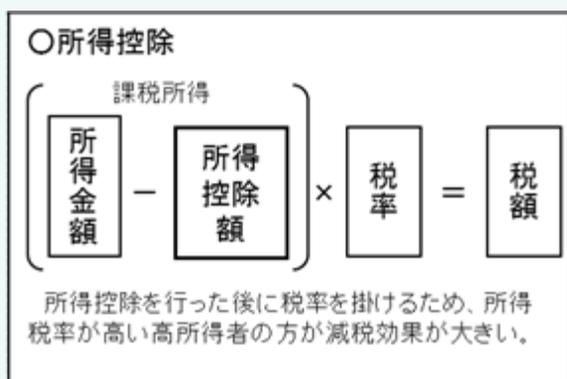
（例）年収300万円の方が1万円を寄附した場合

↑ 所得控除では400円

↓ 税額控除では3200円が控除されます。

（両者の詳しい比較は裏面参照）

より高い減税効果があります！



いつの寄附から適用されるの？

寄附をした学校法人（私立学校）が、文部科学省又は都道府県から、特定公益増進法人の証明書及び寄附実績等について一定の要件を満たしている旨の証明書の発行を受けた場合、証明書発行日以降に行われた寄附について税額控除を適用することができます。

税額控除の制度を活用するには？

①寄附先の学校法人が対象かどうか確認

※税額控除を受けるためには、寄附先の学校法人が「特定公益増進法人の証明書」及び「法人が一定の要件を満たしている旨の証明書」の発行を文部科学省又は都道府県から受けていることが必要です。
※学校法人が当該証明を受けたかどうかについては、文部科学省、都道府県又は学校法人にお問い合わせください。

②学校法人に寄附

※1人あたり2000円以上の寄附金が税制優遇の対象となります。
※寄附を行った際に、学校法人から、「寄附金受領証」及び「法人が一定の要件を満たしている旨の証明書の写し」をお受け取りください。

③確定申告

※確定申告書に、「寄附金受領証」及び「法人が一定の要件を満たしている旨の証明書の写し」を添付します。

税額控除の還付

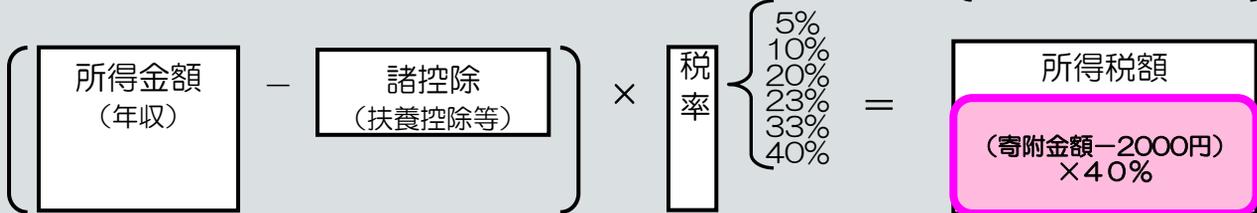
所得控除と税額控除それぞれの算出方法は？

○税額控除：

各寄附者の**税率に関係なく、所得税額から直接**寄附金額の一定割合を控除

所得金額（年収）300万円の方が1万円を寄附した場合、
税率に関係なく、所得税額から3200円が控除されます！

$$\left(\begin{array}{l} \text{税率に関係なく} \\ 8000 \times 40\% \\ = \mathbf{3200\text{円を控除}} \end{array} \right)$$



1. 寄附者の所得金額（年収）を確認する
2. 所得金額（年収）から諸控除を引く（これを課税所得といいます）
3. 課税所得から税率を確認し、乗ずる（これが所得税額になります）
4. 所得税額から寄附にかかる税額控除（※）を引く（これが支払う税金の額になります）

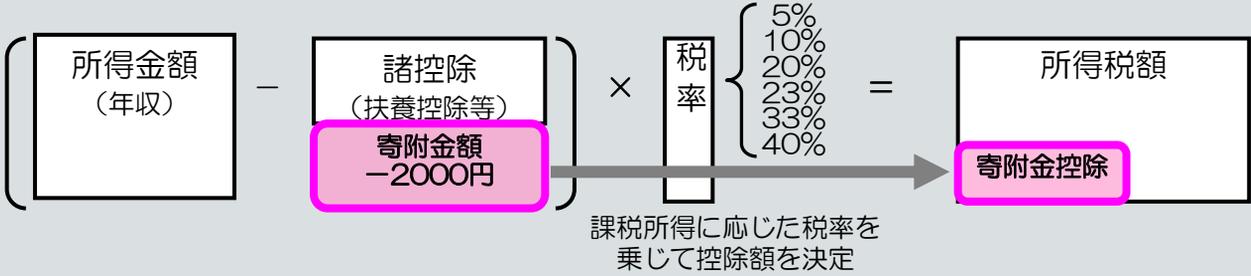
※ 4の控除額の計算式は、「{寄附金額 - 2000円（適用下限額）} × 40%（控除率）」です。

○所得控除：

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定

所得金額（年収）300万円の方が1万円を寄附した場合、
400円が控除されます。

$$\left(\begin{array}{c} 10000 - 2000 \\ = \mathbf{8000\text{円}} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{税率は} \mathbf{5\%} \\ \text{(平均的な世帯の諸控除額を想定)} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} 8000 \times 5\% \\ = \mathbf{400\text{円を控除}} \end{array} \right)$$



1. 寄附者の所得金額（年収）を確認する
2. 所得金額（年収）から諸控除（※）を引く（これを課税所得といいます）
3. 課税所得から税率を確認し、乗ずる（これが所得税額になり、支払う税金の額になります）

※ 2の諸控除には寄附金控除も含まれており、「{寄附金額 - 2000円（適用下限額）} × 税率」が寄附金控除として所得金額（年収）から引かれています。